

令和 7 年 第 6 回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和 7 年 5 月 21 日 (水)

令和 7 年 第 6 回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和 7 年 5 月 21 日（水） 午後 3 時 30 分～
- 2 場所 小林市役所 3 階 第 3 会議室
- 3 出席委員 大山和彦 大部菌智子 廣崎真美 園田貞哉 永井良雄
- 4 参与職員 松元公孝 今西敦子 江藤英俊 野口健史 山内寿朗 古沢博文
(調製職員) 下村さゆり
- 5 説明職員
- 6 会議内容

開会 15 : 30

大山教育長 ただいまより、令和 7 年 5 月 14 日付小林市教育委員会告示第 24 号で招集されました、令和 7 年第 6 回小林市教育委員会定例会を開催いたします。
報告第 14 号令和 7 年奨学生選考委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

今西学校教育課長 報告第 14 号令和 7 年度奨学生選考委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。2 ページをお開きください。令和 7 年度小林市奨学生選考委員会委員名簿を載せております。本来であれば、4 月の定例教育委員会でご提案をすべきものでございますが、毎年のこととなりますけれども 2 月の中旬から 3 月末日までを奨学金申し込み期間としておりまして、4 月に奨学生選考委員会委員の選考及び推薦依頼を各団体等に行いますので、4 月の定例教育委員会には間に合わせる事が出来ない状況がございます。
次の報告第 15 号で出てまいります、選考委員会を 5 月 2 日に開催するに当たり選考委員を委嘱しなければなりませんので、教育長専決で 5 名の方に委嘱をさせて頂きました。

委員につきましては、小林市奨学金貸与条例により中学校及び高等学校の校長、知識経験を有する者となっております。

次の報告で出てまいりますけれども、高等学校の校長先生につきましては、今年度の奨学生選考対象者の出身高等学校が、小林秀峰高校 2 名でございましたので、小林秀峰高等学校の校長先生に委嘱をしております。

中学校の校長先生につきましては、出身中学校が、小林中学校 1 名、宮崎

学園中学校 1 名、細野中学校 2 名でございましたので、小林中学校の校長先生と細野中学校の校長先生に委嘱しております。

知識経験を有する者につきましては、小林市生活自立支援センターのセンター長及び小林市民生委員児童委員協議会主任児童委員に委嘱しております。報告は以上になります。

大山教育長 ご質問はございませんでしょうか。

報告第15号令和 7 年度小林市奨学生の決定について説明をお願いします。

今西学校教育課長 続きまして、報告第15号令和 7 年度小林市奨学生の決定についてご説明いたします。奨学金貸与条例に基づく奨学金に関することは、小林市教育委員会教育長事務委任規則により、教育長委任事務でございますので、決定をして報告をするということになります。

4 ページをお願いいたします。令和 7 年度奨学生採用予定者を載せております。

選考委員会を 5 月 2 日に開催し、奨学生選考の審査をして頂き、申請者 4 名全員「適」の判定を頂いたところでございます。

番号 1 の方は、公立高等学校進学に伴う貸与です。月額 1 万円の 3 年間となりますので総額 36 万円の貸与となります。番号 2 の方は、私立高等学校進学に伴う貸与です。月額 1 万 2000 円の 3 年間となりますので、総額 43 万 2000 円の貸与になります。番号 3 の方は大学進学に伴う貸与です。月額 2 万円の 4 年間となりますので総額 96 万円の貸与になります。番号 4 の方は専門学校進学に伴う貸与です。月額 1 万 5000 円の 2 年間となりますので、総額 36 万円の貸与になります。これによりまして令和 7 年度の貸与者につきましては継続の方 8 名にこの 4 名の方を加えまして、12 名の方に貸与をするということになります。

奨学生の決定についての説明は以上となりますが、貸与しております奨学金の返還状況についても毎年ご報告させて頂いておりますので、口頭でお伝えしたいと思います。令和 6 年度末の未納が 12 名、214 万 2000 円となっております。

昨年度破産している方の滞納整理についても進めてまいりますという説明をさせて頂きましたが、令和 6 年度中に手続きを進めまして、令和 7 年 3

月末で債権放棄を行いました。破産者2名について、放棄額が139万2000円となっております。報告は以上になります。

大山教育長 ご質問等はございませんでしょうか。

報告第16号社会教育委員の委嘱について説明をお願いします。

野口社会教育課長 報告第16号社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

なお報告16号から20号まで5件ございますけれども、いずれも委員の任期は2年でございます。昨年から選任されておりまして、1年目が終わって2年目に入られるところで、いずれも各団体等からの選出の委員でございます。4月でなく今月に報告となりましたのは、先ほどの説明と同様、総会等で選出されるタイミングによりまして、4月の段階で決定していなかったということで、本日報告させて頂くことになっております。

では6ページをお開き頂きまして、社会教育委員の名簿ということで、12名ございますけれども、2番目の校長先生、それから一番下の12番の方ですが、役職が小林PTA協議会の会長でございます。以上です。

大山教育長 報告第16号についてご質問等はございませんでしょうか。

委員の委嘱関係が続きますので、一括して説明して頂こうと思います。報告第17号図書館協議会委員の委嘱から、報告第20号小林市文化会館運営審議会委員及び小林市文化会館自主文化事業選定委員会の委嘱まで、一括して説明をお願いします。

野口社会教育課長 続きまして報告第17号です。図書館協議会委員の委嘱についてでございます。こちらにつきましては、2番の校長先生と私が4月から着任したということです。校長先生が校長会からの選出でございましたので、本日の報告となっております。

続きまして、10ページ報告第18号小林子ども読書活動推進委員の委嘱についてでございます。2番の中学校のPTA協議会代表、3番の校長先生、9番のこども課長、10番の指導主事の4名が4月から交代になっております。

続きまして、報告第19号小林市教育集会所運営審議会委員の委嘱でございます。12ページになります。4番の校長先生、9番の指導主事が交代となりました。

報告第20号、小林市文化会館運営審議会委員及び小林市文化会館自主文化事業選定委員の委嘱についてでございます。1番の校長先生及び7番の方の2名の交代となっております。説明は以上です。

大山教育長 報告第17号から報告第20号まで一括して説明しましたが、ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか（はい）
続きまして、報告第21号スポーツ推進委員の辞任について説明をお願いします。

山内スポーツ振興課長 報告第21号スポーツ推進委員の辞任についてでございます。令和6年第4回小林市教育委員会定例会で、スポーツ推進委員の委嘱について承認を頂きましたが、今月をもちまして野尻から選出の方、栗須から選出の方が、一身上の都合により辞任をしたいという申し出がありましたので、本日報告をさせて頂くところでございます。現在推進委員26名以内ということで17名で活動しております。補充も含めて、定数等の見直しを行う必要もあると考えておりますので、今後検討していきたいと思っております。報告は以上です。

大山教育長 よろしいでしょうか（はい）
人数が17名になるということで、市の大運動会等色々御協力頂いており心配ですけれども、また新たな推進委員を確保していきたいと思っております。それでは続きまして議案に入りたいと思います。

議案第33号南九州大学との包括的連携協定について説明をお願いします。

江藤教育指導監 資料の16・17ページをご覧ください。小林市教育委員会と南九州大学の包括連携に関する協定の締結について承認を求めるものです。

この協定は、小林市教育委員会と南九州大学とが、それぞれの教育資源や教育機能を生かし、教育研究の振興、小林市に貢献する人材の育成を目的としております。

連携内容については、例えば大学による各教科等への授業支援、大学生による教育支援センター等でのボランティア活動を想定しております。

締結日を5月23日今週の金曜日としておりまして、その締結式の詳細については、20ページ・21ページに記載をしております。

それでは17ページにお戻りください。4その他にございますが、この連携

協定を受けまして、市校長会、市内高校3校及び支援学校、小林市看護医療専門学校、市のキャリア教育支援センターで構成された小林教育みらい創造会議を設立する計画です。

18ページをご覧ください。この小林教育みらい創造会議は、先ほどご紹介しましたそれぞれの学校、関係機関が相互に協力し、子どもたちの社会的な自立や持続可能な小林市の担い手づくりに資するものであります。

この会議は年2回開催し、第1回目を6月26日木曜日に開催する計画となっております。

19ページの構想図をご覧ください。今回の協定を通じて、そちらにあります8者がそれぞれの教育的機能を生かしながら、連携した取組を行うことで、自立した社会人の育成、担い手づくりを目指していきたいと思っております。

なお、実際の協定書については、22ページ・23ページとなっております。

1点追記をお願いいたします。協定書第3条、円滑な推進を図るため連携協議会を設置し年2回開催とありますが、年2回以上ということで修正をお願いしたいと思っております。

この協定を通しまして、小林市の学校における学習活動等が更に充実するように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

大山教育長

補足になりますが、連携や派遣して頂くことに距離は非常に大きな壁ですが、南九州大学が一番近いということ、加えて小林市から南九州大学へ進学をしてる方が結構います。今度、TENAMUビル2階に教育支援センターを移しますけれども、小林市出身の南九州大学の学生は自宅が小林市にありますので、学生ボランティアで入って貰ったり教育実習を受け入れたり非常に良い連携が出来ます。

また、本日の新聞でもご覧になられたかもしれませんが、教員採用試験の倍率について、小学校が一倍を切ったという衝撃的なニュースがありますけれども、南九州大学も今大きな教員の輩出校です。ただ、教員を目指して大学に行こうという方がまた少ないですから、南九州大学がまだ定員を割っています。

市内の学校の教員で南九州大学の卒業生も結構おります。小林市で、例え

ば小林高校から南九州大学に行って、ふるさと小林的学校に帰って来て貰うというような所で人材確保を図っていききたいというのは大きな狙いとなっています。

顔を合わせてやらないと進まないという事で、もう1つ説明しましたけれども、みらい創造会議にて高校や小林看護医療専門学校も仲間に入って貰った所です。何かご質問等はございませんでしょうか。

大部 菌教育長職務代理者 会議の構成団体がありますが、誰が委員になるかは協定を結んでからでしょうか。

江藤教育指導監 今回の小林教育みらい創造会議については、最初は各学校の管理職の先生方との顔合わせになるかと思いますが、2回目以降は実務として携わっている先生方等も関わって頂くという形で考えております。

大山教育長 小・中学校と高校とであれば、例えば小林中学校の新体操部の生徒が、南小学校で体育の授業で教えたり、小林秀峰高校の体操部が小学校に行ってラジオ体操を教えるという交流もあります。小林西高校は調理場がありますので、調理科の先生が、家庭教育学級で調理実習指導したりですとか、色々繋がる事が出来ます。小林高校も探求コースという良い学科があるので、探究の仕方を小・中学生に教えてあげるだとか、子どもたちの交流をするための仕掛けをこの会で出来たらと考えています。

先ほど指導監が説明したように、実務的な人、教務主任や進路指導の先生方が入って頂くと良いかと考えています。

他ございませんでしょうか。

33号議案につきまして原案通り承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。議案第33号は承認されました。

続きまして、議案第34号小林市使用料の徴収に関する条例の一部改正について説明をお願いします。

野口社会教育課長 議案第34号及び第35号について関連がありますので、一緒に説明してよろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案第34号小林市使用料の徴収に関する条例の一部改正についてと、議案第35号TENAMU公共スペース管理規則の一部改正についてを合わせてご説明させていただきます。

まず、26ページ27ページをご覧ください。4月の定例会後に現地に立ち寄られたかと思いますが、TENAMUビル2階公共スペースの配置について、26ページがこれまでの状況となっております。

階段上がりまして、まず交流スペースまちライブラリーがありまして、まっすぐ進んでいくと第2多目的室第3多目的室ということで、これまでは木育コーナーとなっております。その南側にあります第1多目的室は読み聞かせの部屋でしたけども、今回4月初めに、第2多目的室にあった木育の部分を、第1多目的室に移動をしております。マットを敷き詰め、木育の遊具と読み聞かせのコーナーを合体させ、現在第2多目的室と第3多目的室は空室状態となっております。

27ページにありますように、今後改修工事を行いまして、7月20日前後に豊かな学び支援室ということでオープニングセレモニー等が出来ればと考えております。

豊かな学び支援室につきましては、中に2mほどの壁を設置しまして、元の第3多目的室について、支援室の事務室それから保護者等の相談室に区分けして使用する計画でおります。

第2多目的室に相当する部分が学習室ということで、教育支援センターに通ってる子どもさん方が、午前中はここに来て先生方の指導を受けながら勉強するというような事で考えております。

午後それから夕方以降については開放し、例えば中学生・高校生が夕方ここで勉強していく等この部屋の活用を考えているところです。下の方は、先ほど申し上げた通り、木育と読み聞かせのスペース・キッズコーナーということで、物については既に移設をしておりますが、今後また工夫をしていければ良いかなと考えております。

なおTENAMUビルについては、平成29年12月から供用開始しておりまして、現在8年目を迎えるところで、これまでの利用実態・貸し出しの状況等を踏まえ今回料金の設定も見直しを行い、今後議会等に上げていきたいということで、24ページの使用料の徴収に関する条例を本日1枚紙で配付してあると思います。別表第1の34という表に、それぞれ多目的室の料金というのを設定しておりましたが、先ほどご説明した通り、豊かな学び支援室

の事務室・相談室部分については開放しませんので、ここの料金は料金表として無くします。キッズコーナーについても、団体等の独占利用は想定しませんので、フリースペースということで活用していくということで料金の設定を廃止するものです。真ん中の、今度学習室になる部分については現状と同じ料金で、17時までと17時以降ということで、それぞれ1,141円と1,369円ということで設定しておりますが、これまでの貸出の実態を踏まえますと、半分のスペースで良いとのご要望も受けておりましたので、半額の利用も可能になるように料金の方を設定していくことで、更にスペースの活用を促進していきたいということで考えております。

議会には使用料の条例改正案のみ上がりますが、あわせまして管理規則というのがございます。ここについては申請書や許可証の様式が、この変更に伴いまして名称が変わりますので、そういったものを改正していくという内容になっております。説明は以上です。

大山教育長 この議案に関してご質問等はございませんでしょうか。

永井教育委員 料金のことでよろしいですか。この金額1,141円と1,369円は時間割などなく、1日ということでしょうか。使用時間は関係ありませんか。

野口課長 表記は1時間あたりの料金となっています。

松元教育部長 補足すると、土日の午前中は豊かな学び支援室は使わないので、朝から解放します。

大山教育長 この料金単価は交流スペースに準じ、また面積に合わせて算出をしているという認識で良かったでしょうか。(はい)

では、議案第34号及び第35号については原案通りでよろしいでしょうか。

(はい) ありがとうございます。議案第34号及び第35号は承認されました。それでは、次回開催予定をお願いします。

下村調製職員 次回の開催につきましては、6月25日水曜日、午後3時30分から市役所3階第3会議室で開催予定です。

よろしく願いいたします。

大山教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終わります。お疲れ様でした。

閉会 16:40